

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について

1. 改正の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

2. 公布日及び施行日

公布日：令和3年6月4日

施行日：公布の日から3年以内の範囲で政令が定める日

※現時点では、明確な施行日は不明です。

3. ノーマライゼーション条例への影響

事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務化されたため、ノーマライゼーション条例の関連条項に改正が必要であるか検討します。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正の時期についても未定です。

今後の対応については、随時、障害者政策委員会でも報告していきます。

府政政調第287号
令和3年6月4日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

内閣府政策統括官（政策調整担当）
（公印省略）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
の一部を改正する法律の公布について（通知）

平素より障害者施策の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、第204回通常国会において令和3年5月28日に成立し、本日6月4日、令和3年法律第56号として公布され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところです。
（別添1）

貴職におかれましては、特に下記第2の4及び5等の改正の概要等について御了知いただきますとともに、その円滑な施行に向けて、福祉、教育その他関係部局（関係事業者の事業を所管している部局を含む。）の間における連携を図り、運用に格別の御配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、各指定都市におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、改正の趣旨等を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するため